

（目的）

第1条 この要綱は、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号、以下「法」という。）の規定に基づく市の区域内をその地区とする商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下「組合」という。）の設立の認可等に係る事務処理について、法及び商店街振興組合法施行規則（昭和37年通商産業省令第83号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（設立認可に係る事務）

第2条 法第36条の規定により組合の設立認可申請書が提出されたときは、規則第2条に掲げる書類のほか、理事会議事録、発起人全員の印鑑証明書及び設立発起人代表が選出されているときは、設立発起人代表に対する各設立発起人の委任状が添付されていることを確認のうえ、2通を受理するものとする。

- 2 設立認可申請書のほか、設立同意書及び出資引受書の提出を求め、申請関係書類の記載事項に相違がないことを確認するものとする。
- 3 設立認可申請書に添付すべき書類については、別に定める様式例により作成するように指導するものとする。
- 4 認可申請書の審査にあたっては、別に定める八王子市商店街振興組合設立認可及び定款変更認可の事務処理要領により審査するとともに、次に掲げる要件については、実地に調査するものとし、この場合には申請人を立ち合わせるものとする。

（1） 法第6条及び第7条に規定する商店街振興組合の地区

（2） 法第8条に規定する商店街振興組合の組合員たる資格及び法第10条に規定する商店街振興組合連合会の会員たる資格

（3） 法第9条に規定する商店街振興組合の設立及び法第11条第1項に規定する商店街振興組合連合会の設立

- 5 定款については八王子市商店街振興組法定款例に準ずるものとし、違法、不当又は条文相互に矛盾がないかどうかを、慎重に審査するものとする。
- 6 認可の際は、第1号様式（様式略）による認可書に、当該認可に係る申請書類を袋とじにして交付するものとする。

（役員変更届出に係る事務）

第3条 法第45条の規定により役員変更届が提出されたときは、規則第3条に掲げる書類を確認のうえ、受理するものとする。

- 2 役員変更届に添付すべき書類のうち「変更した事項を記載した書面」及び「変更年月日及び理由を記載した書面」については、別に定める様式例の「役員名簿」及び「役員変更理由書」とする。

（総会招集の承認）

第4条 法第59条（法第55条第5項において準用する場合を含む。）の規定により総会招集承認申請書が提出されたときは、規則第4条に掲げる書類を確認のうえ、2通を受理するものとする。

- 2 総会招集承認申請書に添付すべき組合員名簿は、法第52条第1項の規定により組合に備えつけてあるものの謄本とする。
- 3 承認の際は、第2号様式（様式略）による承認書に、当該承認に係る申請書類を袋とじにして交付するものとする。

（定款変更認可に係る事務）

第5条 法第62条第2項の規定により、定款変更認可申請書が提出されたときは、規則第5条に掲げる書類が添付されていることを確認のうえ、2通を受理するものとする。

- 2 定款変更認可申請書に添付すべき書類については、別に定める様式例により作成するよう指導するものとする。
- 3 申請書については、別に定める八王子市商店街振興組合設立認可及び定款変更認可の事務処理要領により審査するとともに、地区の変更の場合は実地に調査するものとし、この場合には申請人を立ち合わせるものとする。
- 4 認可の際は、第3号様式（様式略）による認可書に、当該認可に係る申請書類を袋とじにして交

付するものとする。

(解散届に係る事務)

第6条 法第72条第2項の規定により解散届が提出されたときは、規則第6条に掲げる書類のほか、解散を決議した総会の議事録又はその謄本及び解散登記簿の謄本が添付されていることを確認のうえ受理するものとする。

(合併の認可に係る事務)

第7条 法第73条第3項の規定により、合併認可申請書が提出されたときは、規則第7条に掲げる書類を確認のうえ、2通を受理するものとする。

2 合併認可申請書に添付すべき書類及び審査については、設立認可に準じて行うものとする。

3 合併する双方の組合の組合員資格、脱退者の持分の払いもどし方法、出資一口の金額、出資払込方法及び持分の算定方法が異なる場合は、特に慎重に取り扱うものとする。

4 認可の際は、吸収合併にあつては第4号様式(様式略)、新設合併にあつては第5号様式(様式略)による認可書に、当該認可に係る申請書類を袋とじにして交付するものとする。

(検査に係る事務)

第8条 法第81条の規定により検査請求書が提出されたときは、規則第8条に掲げる書類を確認のうえ受理するものとする。

2 検査請求書に添付すべき組合員名簿は、法第52条の規定により組合に備えつけてあるものの謄本とする。

3 検査請求に基づく検査は、担当職員を当該組合に派遣するなどして、組合の業務又は会計に係わる帳票類を調査することにより、実施するものとする。

(決算関係に係る事務)

第9条 法第82条の規定により決算関係書類の提出がなされたときは、規則第9条に掲げる書類及び事業計画書並びに収支予算書を確認のうえ、受理するものとする。

2 決算関係書類に添付すべき書類については、別に定める様式例により、作成するよう指導するものとする。

(報告の徴収)

第10条 法第83条の規定により、組合から報告を徴収するときは、第6号様式(様式略)により行うものとする。

2 法第84条の規定により報告を徴収する場合は、前項の規定により行い、又は検査を実施するときは、第8条第3項の規定により行うものとする。

(業務改善命令)

第11条 法第85条の規定により、組合の業務改善の命令を行うときは、第7号様式(様式略)により行うものとする。

(解散命令)

第12条 法第86条の規定により、組合に対して解散を命ずるときであつて、組合が設立要件を欠くに至った場合には第8号様式(様式略)により、組合が業務改善命令に違反した場合には第9号様式(様式略)により、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認める場合には、第10号様式(様式略)により行うものとする。

2 前項の場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条の規定に基づき、あらかじめ第11号様式(様式略)により通知し、かつ意見陳述のための機会を与えるものとする。

3 法第87条の規定により、組合の代表権を有するものが欠けているとき又はその所在が知れないときは、法第86条の規定による命令の通知に代えてその要旨を告示するものとする。

(組合台帳の作成)

第13条 第12号様式(様式略)による組合台帳を備え、組合の認可、届出、指導等の状況を記入するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。